

在留外国人のウェルビーイングを考える

明石留美子
(明治学院大学社会学部社会福祉学科)

2024.12.12

外国人のウェルビーイングを考えるエピソード

2024年の秋、定住者であるご家族と再会する機会がありました。都内に暮らすこの家族のご両親が現在抱えている課題は、子どもの教育と進学、親子の世代間ギャップ、無国籍であることに起因する機会の制限でした。このご家族は子どもの高校進学を検討する時期にあり、日本語が堪能ですが、高校の選択基準や受験のプロセスがわからず、学校でも十分な説明を受けられないとのことでした。このご家族には国籍がありません。難民認定を受けた母親が海外での会議に招聘された際、子どもたちの経験のために随行させたいとパスポートの申請について相談したところ、まずは難民として認定される必要があると説明されたそうです。日本で生まれ育ち、日本語が生活言語になっている子どもたちは、日本の子どもたちのようにパスポートを申請できない自身の状況を「なぜ?」ととても傷つきました。出入国在留管理局を訪れ、職員に待ち時間を尋ねると、蔑むように怒鳴られ、子どもたちは自分たちが差別の対象となることを初めて実感し心に傷跡を残してしまう経験となりました。5年前にこのご家族の母親に調査を行った際、日本人としてのアイデンティティを持つ子どもたちが成長した時、日本人と同じ機会を得られるかを案じておられました。この心配が現実になりつつあると感じているのではないでしょうか。ご家族との対話のなかで、定住者である彼らがウェルビーイングを達成するには、日本人であれば抱えることのない障壁を乗り越えなければならないことに気づきます。

ウェルビーイングとは

現在では頻繁に見聞きするようになったウェルビーイングですが、この概念を最初に公式に用いたのはWHOで、1946年設立当時のWHO憲章において、健康を定義する要素として登場しました。憲章の中でWHOは、健康とは、身体的、精神的、そして社会的ウェルビーイングが完全な状態であり、単に疾病や病弱の状態が存在しないことではないと定義しています。その後、世界各国でウェルビーイングへの関心が高まり、多くの研究が発表されてきました。日本語で“well-being”は「幸福、幸福な状態、安寧」などと訳されます。類似概念である“happiness”も「幸福、幸せ」などと訳されますが、両者の概念は異なります。“happiness”は嬉しいなどの短期的な感情を表す概念である一方で、“well-being”は長期的に身体的、精神的、社会的に良好な状態を表す多元的な概念です。ウェルビーイングについて、大別すると主観的な視点と客観的な視点から研究が進められてきました。前者は主観であるためウェルビーイングは個人によって異なると考えられます。これまでに各国で大規模調査が積み重ねられ、主観的ウェルビーイングにも共通項があることが見出されました。しかし、冒頭のエピソードで見られるように、日本で暮らす外国人には日本人が経験することのない特有のハードルもあり、彼らがウェルビーイングを達成していくには、さらなる研究や支援が必要である

と感じています。以下に、在留期間の相違、日本が目指す社会のあり方、主観的ウェルビーイングの3つの視点から、在留外国人のウェルビーイングについて考えたいと思います。

永住者と在留期間に制限のある外国人のウェルビーイング

2024年6月末現在、日本で中長期的に暮らす外国人は359万人と昨年末に比べ18万人増加しました。在留資格別に見ると「永住者」が90万人と最多で、「特別永住者」(28万人)と合わせた在留外国人総数における割合は33%に相当します。加えて在留期間が無制限とされているのは高度専門職2号、特定技能2号(更新により無期限)のみで、多くの外国人の在留期間が制限され、他のOECD諸国に比べても永住資格取得要件が厳しいことが、日本の在留制度の特徴として考えられます。日本に暮らす外国人のウェルビーイングを考えるとき、永住者あるいは永住に移行する可能性のある外国人と有期在留の外国人のウェルビーイングは、同じ要素では捉えきれません。例えば、永住者であればライフサイクルの視点から長期的に考えることが重要となります。有期在留の外国人の場合は帰国後の連続性も視野に入れる必要があります。

社会的包摂から社会統合へ

2023年の出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正によって、特定技能2号の在留期限が更新することで無制限となり、家族の帯同も可能となりました。今後、日本で生まれ育つ2世、3世、永住者の増加が見込まれ、日本社会は新たな時代に移行していくと思われます。現在の日本政府は移民政策をとらない立場を示し、入管法によって外国人の出入国と在留を管理し、国籍や民族の異なる人々との地域における共生は多文化共生プランによって各自治体に任せています。多文化社会を語るとき、社会統合という概念が多く用いられますが、在留期間が限定されている外国人が永住者を上回り、移民政策をもたない日本が目指す社会統合とは何か、どのような社会を目指すのか、十分な議論が必要と思われます。類似概念に、社会福祉においても重要な社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)があり、その対局には社会的排除(ソーシャル・エクスクルージョン)があります。国連の経済社会局は、社会的包摂を「すべての人がその背景にかかわらず、人生において潜在能力を十分に発揮できるよう、機会の平等を確保するための努力のプロセス」と定義しています。そして社会統合の目的を「すべての人にとてより安定した、安全で公正な社会」を創造することであり、そこでは権利と責任を持つ一人ひとりが積極的な役割を果たすとし、社会統合の主要な要素として包摂、参加、正義/社会正義を挙げています。すなわち、インクルーシブな社会の創造を社会統合を促進するための実践戦略として捉えています。冒頭に記したエピソードからも、有期在留であろうと永住であろうと、まずは外国人の社会参加の機会を保障し、能力を発揮して自己実現していくよう社会に包摂していくことが彼らのウェルビーイングを高め、国連が言うような社会統合につながっていくのではないでしょうか。

外国人の主観的ウェルビーイングを聞く

前述のように、ウェルビーイングには客観的な要素もあればそれぞれの文化的背景や主観も影響します。冒頭のエピソードでも気づくことがあるように、日本で暮らす外国人のウェルビーイングを考える時、彼ら自身の声を聞くことが重要です。社会福祉の分野では、クライアントへの介入(支援)を検討する際は、彼らの課題は彼ら自身が最も熟知(引き出す場合もあります)していることから、必ず当事者の声を聴き、ベストな方法を共に考えていくプロセスを踏みます。日本で暮らす外国人のウェルビーイングは、彼ら自身の語りから学ぶことが大切

で、そこから課題を引き出すことが重要であると考えています。また、外国人といつても在留資格によって日本での暮らし方には大差があります。借金を背負って来日する外国人がいる一方で、子どもたちと共にビジネス・クラスで母国に一時帰国し休暇を楽しむ外国人も存在します。彼らウェルビーイングにも違いがあることは容易に推測できます。移住者のウェルビーイングに関する先行研究は、外国では散見される一方で、日本ではわずかです。外国人人口のさらなる増加が見込まれる日本で、研究を積み上げ、課題を見出し、エビデンスに基づき議論を深めていくことが必要であると考えます。

ウェルビーイングは長期的で多元的な視点が必要な概念です。本稿では、在留外国人のウェルビーイングを、在留期間、日本社会が目指す方向性、主觀の3点に焦点を当てて検討しました。これ以外にも検討すべき点は多く存在します。世界銀行が提唱するように、送り出し国も含め、他国の経験も分析しながら日本のあり方を検討していくことが重要だと思われます。開発途上国への援助では、当事者と共に取り組んでいく参加型開発の重要性が言われて久しいです。在留外国人のあり方もホスト国の視点を中心に考えることには限界があり、外国人とともにウェルビーイングを考えていくことが、共創社会の原点であると考えます。

さいごに

35年もの間、外国人のウェルビーイングについて日本国内に止まらず世界レベルで研究や実践を深めてこられた多文化社会研究会に参加させていただき、この度もこのような執筆の機会を与えてくださり心から感謝しています。私が移民、移住者の課題に取り組むようになってまだ5年ほどと未熟者ですが、多様な専門性を持たれる皆さまから学び、思いを交わせる会はたいへん貴重に思います。世界で紛争や分断が目立つ昨今、多文化社会研究会の叡智がマクロな平和や個人個人のミクロの幸福に貢献していくことを願います。

著者プロフィール：

明石留美子

明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授。Ph.D. (社会福祉学) 専門は社会福祉学、ジェロントロジー、国際福祉学
UNICEF モンロビア事務所 (リベリア)、UNICEF 西・中央アフリカ地域事務所 (コートジボワール)、国際協力機構 (フィリピン貧困緩和プロジェクト担当)、世界銀行東京事務所での勤務を経て、明治学院大学社会学部社会福祉学科准教授に就き、現職に至る。